

(第152期定時株主総会招集ご通知添付書類)

# 第152期報告書

平成24年(2012年)4月1日から  
平成25年(2013年)3月31日まで



## 目 次

ごあいさつ .....	1
連結決算ハイライト <ご参考> .....	2
■ 事業報告 .....	3
■ 連結計算書類 .....	34
■ 計算書類 .....	43
■ 監査報告 .....	49
■ ご参考 .....	53



## 株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第152期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の報告書をお届けいたしますので、ご高覧のほどお願い申し上げます。

本報告書を通して当社グループの事業をご理解いただき、より一層のご支援を賜りたく、宜しくお願い申し上げます。

取締役 代表執行役社長 大塚 紀男

## 連結決算ハイライト<ご参考>

### 売上高

前期比  
△0.0%

平成24年3月期  
7,332億円



平成25年3月期  
7,328億円

### 営業利益

前期比  
△27.1%

平成24年3月期  
444億円



平成25年3月期  
324億円

### 経常利益

前期比  
△27.8%

平成24年3月期  
420億円



平成25年3月期  
303億円

### 当期純利益

前期比  
△44.8%

平成24年3月期  
285億円



平成25年3月期  
157億円

### ■ 期末配当について

当期の期末配当金は下記のとおりです。

- |                       |              |
|-----------------------|--------------|
| 1. 期末配当金              | 1株につき金5円     |
| 2. 期末配当の効力発生日並びに支払開始日 | 平成25年6月4日(火) |

### 企業理念

NSKは、MOTION & CONTROLを通じ、円滑で安全な社会に貢献し、地球環境の保全をめざすとともに、グローバルな活動によって、国を越えた人と人の結びつきを強めます。

### 経営姿勢

1. 世界をリードする技術力によって、顧客に積極的提案を行う。
2. 社員一人ひとりの個性と可能性を尊重する。
3. 柔軟で活力のある企業風土で時代を先取りする。
4. 社員は地域に対する使命感をもとに行動する。
5. グローバル経営をめざす。

(NSK企業理念体系より)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### [1] 事業の経過及びその成果

当期の世界経済は、米国では緩やかな回復基調が続いているものの、欧州では財政・金融不安の影響を受けて景気低迷が続いており、中国を中心とする新興国でも、輸出の低迷等により経済成長が鈍化しました。また日本においては、足元では金融政策等による円高の是正や株価の上昇などの景気回復の兆しも見られますが、世界経済の減速と期前半の円高による輸出の低迷もあり総じて弱含みで推移しました。

当社グループはこのような経済環境下、成長戦略と体質強化を推進し、拡販活動やコストダウンなどに取組んでまいりました。

この結果、当期の売上高は7,328億円と前期に比べて4億円(△0.0%)の減収となりました。営業利益は産業

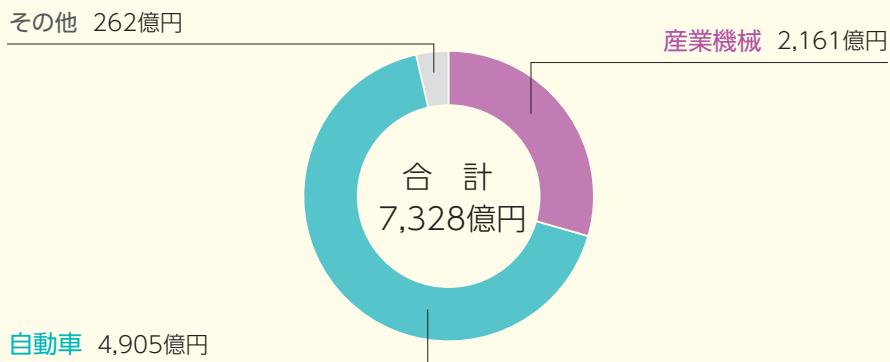
機械事業の売上減少などにより324億円と前期に比べて120億円(△27.1%)の減益となりました。経常利益は303億円と前期に比べて117億円(△27.8%)の減益となりました。

特別利益に、固定資産売却益11億円、投資有価証券売却益3億円を計上し、特別損失に、独占禁止法関連損失60億円、投資有価証券評価損4億円を計上し、税金費用、少数株主利益を控除した結果、当期純利益は157億円と前期に比べて128億円(△44.8%)の減益となりました。

当社グループのセグメントごとの市場環境と業績は次のとおりであります。

<ご参考>

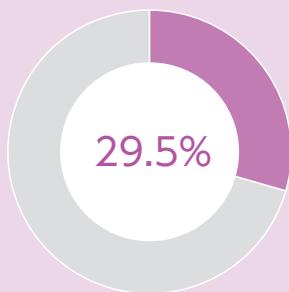
#### >>> セグメント別売上高



## 産業機械事業

&lt;ご参考&gt;

## &gt;&gt;&gt; セグメント別売上高比率



## &gt;&gt;&gt; 売上高・営業利益推移



## 売上高

2,161億円

## 営業利益

130億円

産業機械関連需要は、前期後半から減少傾向が続きました。各地域において拡販活動に取組んだものの、産業機械軸受及び精密機器関連製品共に売上が減少しました。地域別にみると、日本では中国の景気減速に伴い、前期まで堅調であった工作機械や建設機械向けの売上が減少しました。米州では主に南米のアフターマーケット向けが、欧州では一般産業機械や電機関連向けが減少しました。中国ではアフターマーケット及び工作機械向けが減少しました。

この結果、産業機械事業の売上高は2,161億円（前期比15.5%減）、営業利益は130億円（前期比49.3%減）となりました。

## &gt;&gt;&gt; 製品情報&lt;ご参考&gt;

## 高機能標準軸受「NSKHPS」をフルラインアップ化

メンテナンス性、大荷重・高速化、小型化、省エネ、短納期など、標準軸受の市場ニーズは拡大・高度化しています。これに応えるべく、「NSKHPS」の品種を拡大し、あらゆる産業機械への対応を可能にしました。



## NSK標準ボールねじ「ハイスピードSSシリーズ」及び「高速・重荷重用サポートユニット」

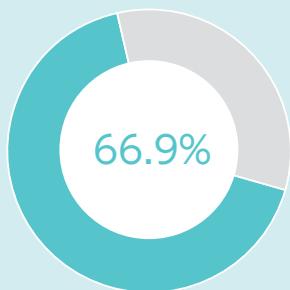


世界最高速の標準ボールねじ「ハイスピードSSシリーズ」及び「高速・重荷重用サポートユニット」を開発しました。自動車製造設備等の専用加工機や工作機械の高速化・短納期化等、ボールねじ市場のニーズの高度化に応えます。

## 自動車事業

<ご参考>

### >>> セグメント別売上高比率



### >>> 売上高・営業利益推移



### 売上高

4,905億円

### 営業利益

250億円

自動車関連需要は、自動車軸受及び自動車部品共に増加しました。地域別にみると、日本では期前半の東日本大震災後の自動車生産の回復やエコカー補助金の効果などにより売上が増加しました。米州では景気の持ち直し等により日系自動車メーカーの販売が回復し、電動パワーステアリングが増加しました。欧州では依然として市場が低迷しており売上が減少しました。中国では自動車市場拡大によって売上が増加しましたが、日系自動車メーカーのシェア低下による影響もみられました。タイでは自動車購入促進策などによる自動車販売増があり自動車軸受及び電動パワーステアリングが増加しました。

この結果、自動車事業の売上高は4,905億円（前期比10.3%増）となりました。営業利益は250億円（前期比10.4%増）となりました。

### >>> 製品情報<ご参考>

#### 回生協調ブレーキシステム用低フリクションボールねじ（世界初）

NSKは世界で初めて、ハイブリッド車や電気自動車の電動型制御ブレーキに使用される中空ボールねじを開発、量産化を実現しました。発電機を使った回生ブレーキを最大限に活かしつつ、通常のブレーキと協調して作動させることで制動力の確保とエネルギー回生率の向上実現に貢献しています。



#### 軽自動車向けコラムタイプ電動パワーステアリング



NSKの軽量・コンパクトかつ高性能・高品質なコラムタイプ電動パワーステアリングは、軽自動車セグメントにおいても安全かつ快適なドライビングに貢献しています。

## [2] 設備投資及び資金調達状況

当社グループは、「トータル・クオリティーにおいて業界No.1の会社になる」ことを目標とし、生産拠点の体質改善をベースとした「生産力の強化」策を積極的に実行しながら、中期成長戦略を展開してまいりました。前期は中国を中心としたアジアの生産地域における需要増に対応する投資を行いましたが、当期は欧州債務危機による影響や新興国の成長鈍化などにより投資の抑制に努め、投資額は前期を下回りました。

産業機械事業では、前期に事業全体の約4割を占めていた中国投資が大きく減少しました。産業機械軸受においては、欧州の工場で玉軸受・精密軸受への投資を行いましたが、全体として投資を抑制しました。精密機器関連製品は、需要の減少が続きましたが、生産体制の再編計画に基づき、中国の工場でボールねじ、韓国の工場でのリアガイドの増強投資を実施しました。

自動車事業では、当期も引き続き各地域において需要拡大が見込まれたため、前期を上回る設備投資を実施しました。自動車軸受においては、ハブユニット軸受、ニードル軸受、円すいころ軸受、玉軸受の増強投資を実施しました。ハブユニット軸受は、英国・中国・タイの工場、小形円すいころ軸受は、韓国の工場へ初めて投資を実施し、ニードル軸受は日本・中国・韓国の工場で増強投資を実施しました。また、前期に設立した中国合肥市の玉軸受製造会社に引き続き投資を実施しました。自動車部品においては、電動パワーステアリングの需要

増に対応するため日本、米国、中国等の工場で増強投資を実施しました。

その他事業では、鋼球について、主として日本・アセアンで投資を実施しました。

以上の結果、設備投資額は480億円（うち、有形固定資産に対する設備投資額は445億円）となり、この設備投資には、自己資金を充当しました。

また、社債の償還、長期借入金の返済に充当するため、長期借入を491億円実施しました。

## [3] 対処すべき課題

第153期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）の外部環境は、新興国経済の成長の鈍化や欧州の金融不安など、未だ様々なリスクが存在しており、先行き不透明な状況にあります。このような環境下において、これらのリスクへの対応を行いながら、事業戦略と経営基盤の強化を図り、「1兆円を支える企業基盤の確立」を実現してまいります。

また、事業を通じて世界中のエネルギーロスを削減することが、当社グループの社会的責任と捉えており、環境経営のレベルアップを着実に進めてまいります。具体的には、ますます厳しくなる省エネルギーへの要請に応え、環境貢献型の製品をさらに拡充し、地球環境の保全に貢献いたします。

なお、当社並びに当社の元役員及び元従業員は、平成24年6月に、軸受製品の取引に関する独占禁止法違反の

容疑により、東京地方検察庁から起訴され、平成25年2月に、東京地方裁判所において、当社に対する罰金刑（3億80百万円）、並びに、当社の元役員及び元従業員に対する懲役刑（執行猶予付き）の判決が言い渡されました。また、当社は、平成25年3月に、公正取引委員会から、独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令（56億25百万円）を受けました。

このほか、軸受製品の取引に関して、当社のドイツにおける販売子会社は、平成23年11月に、EU競争法違反の疑いがあるとして、欧州委員会による立入検査を受けました。また、当社の米国における子会社は、平成23年11月に、当該取引の情報の提供を求める召喚状を米国司法省から受領いたしました。さらに、当社の韓国における製造・販売子会社は、平成24年7月に、独占規制及び公正取引に関する法律（公正取引法）違反の疑いがあるとして、韓国公正取引委員会による立入検査を受けました。加えて、当社のシンガポールにおける販売子会社は、平成25年2月に、競争法違反の疑いがあるとして、シンガポール競争法委員会による立入検査を受けました。

当社及び当社グループといたしましては、関係当局による調査等に全面的に協力しております。

これら一連の件につきましては、株主の皆様をはじめ、お客様や関係者の皆様にご心配をおかけすることになりましたことを深くお詫び申し上げます。

当社は、これらの事態を厳粛かつ真摯に受け止め、原因の究明を行うと共に、コンプライアンス体制のより一

層の強化のための様々な取組みを随時行っております。かかる取組みの一環として、当社は、平成24年3月に設置いたしましたコンプライアンス委員会に加えて、平成24年7月1日に、コンプライアンス推進室を新たに設置いたしました。同推進室は、上位組織である法務部と連携し、法務面でのサポートを得ながら、コンプライアンス委員会の策定する方針やコンプライアンス強化策に基づき、当社グループ全体のコンプライアンスの更なる強化の推進に関する業務を専任し、当該業務の企画、推進、確認、是正等を行います。このような体制の下、当社は、全役職員を対象としたコンプライアンス研修等の同強化策をより一層推進しております。

また、当社は、グループ全体のコンプライアンス体制をより一層強化するため、当社の各部門及び各事業所、並びに当社グループ各社にコンプライアンス責任者を設置いたしました。各責任者は、定期的開催されるコンプライアンス協議会に参加し、コンプライアンス推進室と連携してコンプライアンスに関連する情報の連絡やリスクの管理等を行っております。

さらに、当社は、独占禁止法その他業務に関連する各種法令の遵守を当社グループ全体でより一層徹底するために、独占禁止法その他業務に関連する各種法令の内容や留意事項等を分かりやすく解説したガイドブックを新たに作成し、当社及び当社グループの全役員及び全従業員に配布すると共に、これらの役員及び従業員一人ひとりから、ガイドブックの内容を正確に理解した上で、独

占禁止法その他競争法等の各種法令や「NSK企業倫理規則」その他社内規程を遵守すること等を宣言した誓約書の提出を受けております。

以上のとおり、当社は、公正取引委員会による立入検査を受けて以降、外部専門家等の協力を得て、各種のコンプライアンス強化策を策定・実施しておりますが、これらの強化策を今後もより一層推進することにより、再発の防止に努めてまいります。

当社は、新たなコンプライアンス体制の下、全社をあげて、法令遵守の徹底及び企業の社会的責任に基づいた事業活動の推進に、より一層努めてまいる所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## コンプライアンス強化への取組みと体制 <ご参考>

### NSKコンプライアンス強化の取組み

NSKでは、全グループを挙げ、さらなるコンプライアンス強化のため様々な強化策を遂行しております。主な取組みは以下のとおりです。

#### 1. コンプライアンス委員会の開催

平成24年3月の設置以降、平成25年5月までコンプライアンス委員会を6回開催しております。

#### 2. コンプライアンス推進室の設置

平成24年7月、コンプライアンスのさらなる強化を推進する専任部署として、コンプライアンス推進室を設置しております。

#### 3. グローバル・コンプライアンス会議の開催

平成24年8月、地域統括拠点よりコンプライアンス責任者を集め、グローバル・コンプライアンス会議を開催し、今後も年1回の開催を予定しております。

#### 4. コンプライアンス協議会の開催

平成24年12月、日本の各部門及びグループ会社よりコンプライアンス責任者を集め、コンプライアンス協議会を開催し、今後も年2回の開催を予定しております。

#### 5. コンプライアンス教育

独占禁止法については、平成24年2月から平成25年3月までNSKグループの全ての役員・従業員を対象に、日本では145回（4,500人受講）、その他の地域では39回（900人受講）の研修を実施しております。

さらに、平成24年12月から平成25年2月まで、NSKグループの全ての役員・従業員を対象に、独占禁止法の遵守、内部統制、人権、贈収賄行為の防止等のテーマでeラーニングを実施しております。

#### 6. ガイドブックの発行

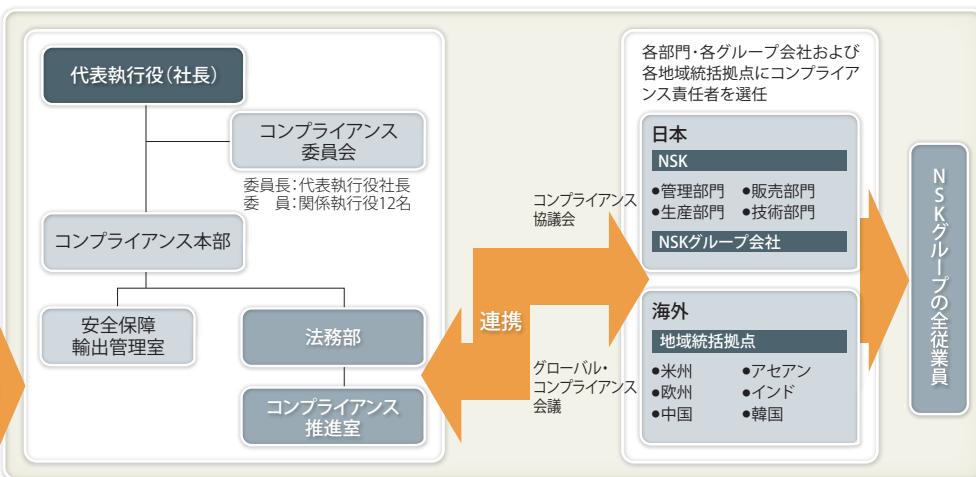
コンプライアンスを一層徹底するため、平成24年8月に「独占禁止法ガイドブック」を、平成25年3月に「NSKコンプライアンス・ガイドブック」をNSKグループの全ての役員・従業員に配布し、全員が法令遵守についての誓約書を在籍する会社代表者宛に提出しております。

### コンプライアンス体制

#### 監督機関



#### 業務執行機関



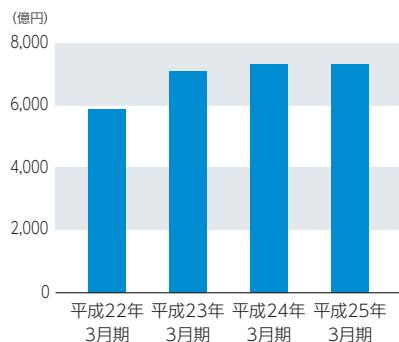
## [4] 財産及び損益の状況の推移

	第149期 (平成22年3月期)	第150期 (平成23年3月期)	第151期 (平成24年3月期)	第152期 (平成25年3月期)
売上高	587,572百万円	710,431百万円	733,192百万円	732,842百万円
経常利益	7,598百万円	38,572百万円	42,004百万円	30,310百万円
当期純利益	4,765百万円	26,110百万円	28,514百万円	15,739百万円
1株当たり当期純利益	8.82 円	48.30 円	52.75 円	29.14 円
総資産	789,624百万円	788,626百万円	845,073百万円	882,547百万円

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 「1株当たり当期純利益」は、期中の平均株式数により算出しております。

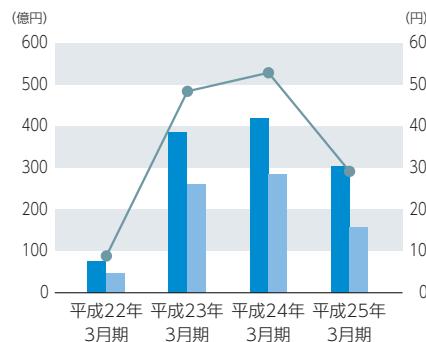
## &lt;ご参考&gt;

## ■売上高

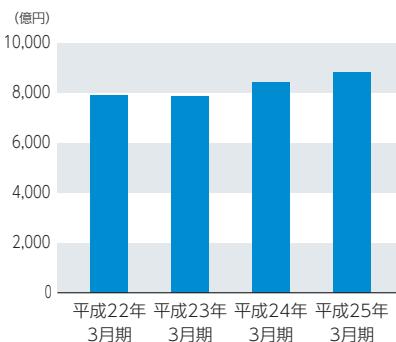


## ■経常利益 ■当期純利益

## ●1株当たり当期純利益



## ■総資産



[5] 重要な子会社の状況 (平成25年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率	事業の内容
NSKステアリングシステムズ株式会社	7,500百万円	100.0%	自動車部品の製造
NSKニードルベアリング株式会社	720百万円	— (注)3 (98.1%)	自動車軸受の製造
株式会社天辻鋼球製作所	2,101百万円	100.0%	鋼球の製造・販売
NSKアメリカズ社	175,700千米ドル	— (注)3 (100.0%)	米州関係会社の統括
NSKブラジル社	1,800千リアル	— (注)3 (100.0%)	産業機械軸受等の製造・販売
NSKヨーロッパ社	406,297千ユーロ	— (注)3 (100.0%)	欧州関係会社の統括
NSKベアリング・インドネシア社	45,000千米ドル	100.0%	産業機械軸受等の製造
恩斯克投資有限公司	1,556,134千中国元	100.0%	中国関係会社の統括、自動車軸受等の販売
昆山恩斯克有限公司	663,553千中国元	63.3% (注)4 (85.0%)	自動車軸受等の製造
NSK韓国社	30,000百万ウォン	100.0%	産業機械軸受等の製造・販売

(注) 1. 資本金は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記10社は、会社の資本金、総資産、売上高及び当社の出資比率を参考に選択いたしました。

3. ( ) 内の数字は、NSKオーバースーズ・ホールディングス株式会社 (当社出資比率100.0%) の出資比率を含んでおります。

4. ( ) 内の数字は、中国にある関係会社の統括会社であります恩斯克投資有限公司 (当社出資比率100.0%) の出資比率を含んでおります。

5. NSKプレジジョン株式会社は、平成24年7月1日に当社へ吸収合併したため、重要な子会社から除外いたしました。

## [6] 主要な事業内容 (平成25年3月31日現在)

当社グループは、「産業機械事業」、「自動車事業」の二つの事業を軸に事業展開しており、「産業機械事業」については、一般産業向けの軸受、ボールねじ及びリニアガイド等の製造・販売を、「自動車事業」については、自動車及び自動車部品メーカー向けの軸受、ステアリング及び自動変速機（AT）用部品等の製造・販売を主な事業としております。

事業	主要製品
産業機械	産業機械軸受 玉軸受、円すいころ軸受、円筒ころ軸受、自動調心ころ軸受、精密軸受 精密機器関連製品 ボールねじ、リニアガイド、XYテーブル、メガトルクモータ
自動車	自動車軸受 ハブユニット軸受、ニードル軸受、円すいころ軸受、玉軸受、自動変速機（AT）用部品 自動車部品 ステアリング、電動パワーステアリング
その他	鋼球、機械設備、液晶パネル用露光装置等

## [7] 主要拠点 (平成25年3月31日現在)

### 〈主要販売拠点〉

地域	名称	所在地	
日本	当社	東北支社	宮城県仙台市
		日立支社	茨城県水戸市
		北関東支社	群馬県高崎市
		東京支社	東京都品川区
		西関東支社	神奈川県厚木市
		長野支社	長野県諏訪市
		静岡支社	静岡県静岡市
		名古屋支社	愛知県名古屋市
		北陸支社	石川県金沢市
		関西支社	大阪府大阪市
		中国支社	広島県広島市
		九州支社	福岡県福岡市
		東日本自動車第一部	神奈川県厚木市
		東日本自動車第二部	東京都品川区
		東日本自動車第三部	栃木県宇都宮市
		東日本自動車第四部	群馬県高崎市
		中部日本自動車部	愛知県豊田市
中部日本浜松自動車部	静岡県浜松市		
西日本自動車部	大阪府大阪市／広島県広島市		

地 域	名 称	所 在 地
米 州	NSKコーポレーション社	Michigan, U.S.A.
	NSKプレジジョン・アメリカ社	Indiana, U.S.A.
	NSKステアリングシステムズ・アメリカ社	Vermont, U.S.A.
	NSKカナダ社	Ontario, Canada
欧 州	NSKブラジル社	São Paulo, Brazil
	NSK UK社	Nottinghamshire, U.K.
	NSKドイツ社	Ratingen, Germany
	NSKフランス社	Guyancourt, France
	NSKイタリア社	Milano, Italy
アジア	NSKポーランド社	Kielce, Poland
	NSKベアリング・マニュファクチュアリング (タイ) 社	Chonburi, Thailand
	サイアムNSKステアリングシステムズ社	Chachoengsao, Thailand
	NSKインド・セールス社	Tamil Nadu, India
	恩斯克投資有限公司	中国 昆山市
	NSK韓国社	韓国 ソウル市

〈主要生産拠点〉

地域	名称	所在地	
日本	当 社	藤沢工場	神奈川県藤沢市
		福島工場	福島県東白川郡
		大津工場	滋賀県大津市
		石部工場	滋賀県湖南市
		埼玉工場	埼玉県羽生市
		NSKマイクロプレジジョン株式会社	神奈川県藤沢市
		日本精工九州株式会社	福岡県うきは市
		井上軸受工業株式会社	大阪府富田林市
		NSKステアリングシステムズ株式会社	群馬県前橋市
		NSKニードルベアリング株式会社	群馬県高崎市
		NSKワナー株式会社	静岡県袋井市
		株式会社天辻鋼球製作所	大阪府門真市
		NSKマシナリー株式会社	埼玉県久喜市
	NSKテクノロジー株式会社	神奈川県藤沢市	
米 州		NSKコーポレーション社	Michigan, U.S.A.
		NSKプレジジョン・アメリカ社	Indiana, U.S.A.
		NSKステアリングシステムズ・アメリカ社	Vermont, U.S.A.
		NSKブラジル社	Suzano, Brazil
欧 州		NSKベアリング・ヨーロッパ社	Durham, U.K.
		NSKベアリング・ポーランド社	Kielce, Poland
		NSKステアリングシステムズ・ポーランド社	Walbrzych, Poland
アジア		NSKベアリング・インドネシア社	Bekasi, Indonesia
		NSKベアリング・マニュファクチュアリング (タイ) 社	Chonburi, Thailand
		サイアムNSKステアリングシステムズ社	Chachoengsao, Thailand
		ラネーNSKステアリングシステムズ社	Tamil Nadu, India
		昆山恩斯克有限公司	中国 昆山市
		東莞恩斯克轉向器有限公司	中国 東莞市
		瀋陽恩斯克精密機器有限公司	中国 瀋陽市
		瀋陽恩斯克有限公司	中国 瀋陽市
	合肥恩斯克有限公司	中国 合肥市	
	NSK韓国社	韓国 昌原市	

## 世界に広がるNSKグループのネットワーク<ご参考>



	生産拠点	販売拠点	研究・開発拠点
日本	22	36	6
アメリカ	7	9	1
カナダ		3	
メキシコ		1	
ブラジル	1	5	1
ペルー		1	
アルゼンチン		1	
小計 (米州)	8	20	2
イギリス	4	2	1
ドイツ	1	3	1
フランス		1	
イタリア		1	
スペイン		1	
ポーランド	4	3	1
ロシア		1	
トルコ		1	
アラブ首長国連邦		1	
南アフリカ		1	
小計 (欧州)	9	15	3

	生産拠点	販売拠点	研究・開発拠点
シンガポール		2	
インドネシア	3	2	
タイ	2	3	1
マレーシア	2	4	
中国	12	18	1
台湾		6	
韓国	2	2	1
ベトナム		1	
インド	4	7	
オーストラリア		4	
ニュージーランド		1	
小計 (アジア)	25	50	3
合計	64	121	14

(平成25年3月31日現在)

## [8] 使用人の状況 (平成25年3月31日現在)

事業	使用人数	前期末比増減数
産業機械	10,695名	142名減
自動車	14,751名	1,273名増
全社（共通）・その他	3,041名	88名減
合計	28,487名	1,043名増

(注) 使用人数は就業人員であります。

## [9] 主要な借入先 (平成25年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほコーポレート銀行	52,953百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	35,924百万円
富国生命保険相互会社	19,500百万円
株式会社横浜銀行	17,690百万円
明治安田生命保険相互会社	15,500百万円
日本生命保険相互会社	14,500百万円

(注) 借入金残高は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## ② 会社の株式に関する事項 (平成25年3月31日現在)

- [1] 発行可能株式総数 1,700,000,000株  
 [2] 発行済株式の総数 540,355,801株 (自己株式10,912,303株を除く)  
 [3] 株主数 23,899名  
 [4] 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	45,720千株	8.46%
日本生命保険相互会社	30,575千株	5.65%
富国生命保険相互会社	27,600千株	5.10%
明治安田生命保険相互会社	26,726千株	4.94%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	21,822千株	4.03%
株式会社みずほコーポレート銀行	17,725千株	3.28%
全国共済農業協同組合連合会	13,475千株	2.49%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (トヨタ自動車口)	10,709千株	1.98%
トヨタ自動車株式会社	10,000千株	1.85%
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	9,373千株	1.73%

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 持株比率は自己株式 (10,912,303株) を控除して計算しております。

### 株主分布状況<ご参考>



## ③ 会社の新株予約権等に関する事項

### [1] 当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権の状況

権 利 行 使 期 間		①		②		③		④	
		平成20年8月26日 ～平成25年8月25日		平成21年8月25日 ～平成26年8月24日		平成22年8月26日 ～平成27年8月25日		平成23年8月30日 ～平成28年8月29日	
付与対象者区分	取締役 (社外取締役を除く)	8名	115個	8名	151個	8名	155個	8名	172個
	社外取締役	0名	0個	1名	8個	2名	16個	3名	24個
	執行役	17名	86個	21名	148個	23名	186個	26名	256個
目的となる株式の種類		普通株式		普通株式		普通株式		普通株式	
目的となる株式の数		201,000株		307,000株		357,000株		452,000株	
新株予約権の発行価額		無償		無償		無償		無償	
1株当たりの行使価額		932円		603円		641円		831円	

- (注) 1. ①、②、③及び④は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、各々定時株主総会にて承認いただいたものであります。  
 2. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1,000株であります。  
 3. 執行役を兼務する取締役につきましては、取締役として記載しております。

### [2] 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## ④ 会社役員に関する事項

### [1] 取締役の氏名等（平成25年3月31日現在）

氏名	担当及び重要な兼職の状況
大塚紀男	指名委員会委員長
齋藤量一	報酬委員会委員
小森勉	
新保敏英	
芝本英之	
満江直樹	
内山俊弘	
市川達夫	監査委員会委員
指田禎一	報酬委員会委員長、日清紡ホールディングス株式会社 顧問、双日株式会社 社外取締役、富国生命保険相互会社 社外監査役
萩原敏孝	指名委員会委員、株式会社小松製作所 特別顧問、公益財団法人財務会計基準機構 理事長、ヤマトホールディングス株式会社 社外取締役、株式会社ゼンショーホールディングス 社外取締役
鈴木和男	監査委員会委員長、住友大阪セメント株式会社 社外監査役
小原之夫	監査委員会委員、報酬委員会委員、指名委員会委員、昭和電工株式会社 社外監査役、株式会社ウィル・シード 社外取締役

- (注) 1. 指田禎一、萩原敏孝、鈴木和男及び小原之夫の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 指田禎一、萩原敏孝、鈴木和男及び小原之夫の各氏につきましては、東京証券取引所及び大阪証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
なお、当社は、社外取締役の独立性に関する基準を設けており、その内容は「152期定時株主総会招集ご通知」10ページに記載しております。
3. 監査委員会委員長 鈴木和男氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役 正田義雄及び植野道雄の各氏は、平成24年6月22日付をもって退任いたしました。

## [2] 執行役の氏名等 (平成25年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表執行役社長	大塚紀男	コンプライアンス委員会 (以下コンプライアンス委) 委員長
代表執行役専務	齋藤量一	管理担当、コーポレート経営本部長、コンプライアンス委副委員長
代表執行役専務	小森勉	自動車事業本部長、自動車事業本部自動車軸受本部長、コンプライアンス委委員
代表執行役専務	新保敏英	産業機械事業本部長、コンプライアンス委委員
執行役専務	ノルベルト・シュナイダー	自動車事業本部副本部長、自動車事業本部自動車部品本部長、欧州総支配人、NSKヨーロッパ社CEO
執行役専務	芝本英之	生産担当、環境担当、生産本部長、生産本部調達本部長、コンプライアンス委委員
執行役専務	満江直樹	技術担当、技術開発本部長、品質保証本部担当、コンプライアンス委委員
執行役常務	長竹和夫	技術開発本部副本部長、技術開発本部メカトロ技術開発センター所長、自動車事業本部自動車部品本部ステアリング総合技術センター所長、産業機械事業本部メカトロ事業部担当
執行役常務	相島雅一	コンプライアンス本部長、総務部長、広報部長、人事部担当、日精ビル管理株式会社取締役社長、コンプライアンス委委員
執行役常務	内山俊弘	アジア担当、経営企画本部長、IR・CSR室担当、コンプライアンス委委員
執行役常務	松原正英	産業機械事業本部副本部長、産業機械事業本部営業本部長、コンプライアンス委委員
執行役常務	荒牧宏敏	産業機械事業本部産業機械軸受技術センター所長、技術開発本部総合研究開発センター所長
執行役常務	土井英樹	中国総代表、恩斯克投資有限公司CEO
執行役常務	波田安継	自動車事業本部自動車営業本部長、コンプライアンス委委員
執行役常務	後藤伸夫	技術開発本部未来技術開発センター所長、自動車事業本部自動車軸受本部副本部長
執行役常務	鈴木茂幸	欧州副総支配人
執行役常務	杉本直樹	産業機械事業本部藤沢工場長、旭精機株式会社取締役社長、株式会社野村鉄工所取締役社長
執行役	長島俊幸	自動車事業本部自動車部品本部ステアリング総合技術センターステアリングエンジニアリングセンター所長

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
執 行 役	渡 利 勝	技術開発本部生産技術センター所長
執 行 役	鈴 木 寛	自動車事業本部自動車部品本部ステアリング総合技術センターステアリングR&Dセンター所長
執 行 役	神 尾 泰 宏	アセアン総支配人、NSKインターナショナル（シンガポール）社CEO、NSKベアリング（タイ）社社長
執 行 役	井 上 浩 二	IT業務本部長、NSKネットアンドシステム株式会社取締役社長、NSKロジスティクス株式会社取締役社長、コンプライアンス委員長
執 行 役	桑 城 栄	自動車事業本部自動車軸受本部石部工場長、信和精工株式会社取締役社長
執 行 役	バーナード・リンゼイ	米州総支配人、NSKアメリカズ社CEO
執 行 役	池 村 幸 雄	欧米担当、財務本部長、事業企画本部長、コンプライアンス委員長
執 行 役	中 島 秀 雄	産業機械事業本部副本部長、産業機械事業本部営業本部副本部長
執 行 役	野 上 宰 門	産業機械事業本部副本部長、産業機械事業本部精機部長
執 行 役	新 井 稔	品質保証本部長
執 行 役	麓 正 忠	自動車事業本部自動車部品本部副本部長
執 行 役	小木曾 文 雄	産業機械事業本部福島工場長
執 行 役	松 本 保	自動車事業本部自動車営業本部副本部長（西日本地区担当）、自動車事業本部自動車営業本部中部日本自動車部長
執 行 役	宮 崎 裕 也	自動車事業本部自動車軸受本部自動車軸受技術センター所長
執 行 役	村 田 一 成	米州副総支配人
執 行 役	エイドリアン・ブラウン	経営企画本部副本部長、財務本部副本部長、欧州副総支配人、NSKヨーロッパ社CFO、コンプライアンス委員長

- (注) 1. 大塚紀男、齋藤量一、小森勉、新保敏英、芝本英之、満江直樹及び内山俊弘の各氏は、取締役を兼務しております。  
2. 執行役専務 正田義雄、執行役常務 斉藤佳男の各氏は、平成24年6月22日付をもって退任いたしました。  
3. 株式会社野村鉄工所は、平成25年4月1日をもって、商号を「NSK富山株式会社」に変更しております。

### [3] 取締役及び執行役の報酬等の額

#### ① 取締役及び執行役の個人別の報酬の内容の決定に関する方針

当社の役員報酬は、固定報酬、業績連動報酬、ストック・オプション（新株予約権）、退職金で構成され、「取締役としての報酬」と「執行役としての報酬」を別々に決定いたします。なお、取締役が執行役を兼務する場合は、それぞれの報酬を合算して支給いたします。

#### (イ) 取締役の報酬

取締役の報酬は、原則として固定報酬とストック・オプションからなります。

##### i. 固定報酬

固定報酬は、社外取締役、社内取締役の別、また、所属する委員会や取締役会における役割等に応じて決定いたします。

##### ii. スtock・オプション

当社グループ全体の業績向上と企業価値の向上を目的に、株主との利害の一致を図るため、社外取締役、社内取締役の別に応じて付与いたします。

##### iii. その他

執行役を兼務しない社内取締役には、その在任年数に応じた退職金（年金）を支給いたします。

#### (ロ) 執行役の報酬

執行役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬、ストック・オプション、退職金からなります。

##### i. 固定報酬

固定報酬は、執行役の役位に応じた額を決め、また、代表権を有する執行役には、加算を行います。

##### ii. 業績連動報酬

連結売上高営業利益率並びに連結ROEとキャッ

シュ・フロー及び品質を管理する指標を基準として、業績連動報酬の総額を決定いたします。

なお、個人別の報酬額は、その役位並びに担当する職務の業績達成度を評価して支給いたします。

##### iii. スtock・オプション

当社グループ全体の業績向上と企業価値の向上を目的に、株主との利害の一致を図るため、ストック・オプションを執行役の役位に応じて付与いたします。

##### iv. 退職金

支給された固定報酬と在任年数に基づく退職金（一時金）並びに退任時の役位と在任年数に基づく退職金（年金）を支給いたします。

#### (ハ) その他

子会社、関係会社等の別の会社役員に就任している者が執行役に就任した場合には、報酬を別に定めることといたします。

② 取締役及び執行役の報酬等の額

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの期間における取締役及び執行役の報酬等の額は以下のとおりであります。

	固 定 報 酬		業 績 連 動 報 酬		ス ト ッ ク ・ オ プ シ ョ ン		退 職 金	
	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額	人 数	金 額
取締役（社内）	10名	65百万円	－	－	10名	2百万円	1名	1百万円
取締役（社外）	5名	42百万円	－	－	4名	3百万円	－	－
執 行 役	36名	679百万円	33名	187百万円	32名	42百万円	31名	331百万円

- (注) 1. 取締役（社内）の報酬（退職金除く）には、執行役を兼務する者の取締役分が含まれております。  
 2. 業績連動報酬の額は、第152期の業績に基づいた平成25年7月1日の支払い予定額であります。また、第151期の業績に基づいた平成24年7月2日の支払額は318百万円であります。  
 3. 退職金の額は、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額であります。また、当事業年度中に退任した執行役3名に対する退職金は235百万円であります。  
 4. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

#### [4] 社外取締役に関する事項

##### ① 重要な兼職先と当社の関係

指田禎一氏は、日清紡ホールディングス株式会社の顧問、双日株式会社の社外取締役、富国生命保険相互会社の社外監査役をそれぞれ兼務しております。また、萩原敏孝氏は、株式会社小松製作所の特別顧問を兼務しております。小原之夫氏は、昭和電工株式会社の社外監査役を兼務しております。いずれについても、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。なお、当社と各社との取引関係については、「第152期定時株主総会招集ご通知」8ページ、「株主総会参考書類 議案 取締役12名選任の件 注1：取締役候補者との特別の利害関係について」に記載のとおりであります。

このほか、各社外取締役のその他の重要な兼職先との間に、開示すべき関係はありません。

##### ② 社外取締役の主な活動状況と役割

氏名	主な活動状況と役割
指田 禎一	平成24年度に開催された取締役会10回、報酬委員会6回の全てに出席し、取締役会においては副議長として取締役会議事の決定に参加しております。さらに報酬委員長として報酬委員会の活動状況の報告を行っております。また業務執行部門から独立した客観的視点で、取締役会議案の審議に質問、助言を行っております。特にコンプライアンスや中期経営計画や予算審議並びに投資案件の審議等、経営全般について会社経営の経験・見識に基づき発言を行っております。
萩原 敏孝	平成24年度に開催された取締役会10回、指名委員会5回の全てに出席し、業務執行部門から独立した客観的視点で、取締役会議案の審議に質問、助言を行っております。特にコンプライアンスや中期経営計画や予算審議並びに投資案件、技術開発、事業の経営計画等の審議等、経営全般について会社経営の経験・見識に基づき発言を行っております。
鈴木 和男	平成24年度に開催された取締役会10回、監査委員会13回の全てに出席しております。監査委員長として、内部監査体制等について報告、助言を行っております。また業務執行部門から独立した客観的視点で、取締役会議案の審議に質問、助言を行っております。特に予算審議並びに投資案件について公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
小原 之夫	平成24年6月に取締役に就任した後に開催された取締役会7回、指名委員会4回の全てに、監査委員会9回のうち8回、報酬委員会4回のうち3回に出席しております。業務執行部門から独立した客観的視点で、取締役会議案の審議に質問、助言を行っております。特に中期経営計画や予算審議及び投資案件については、経営全般について会社経営の経験・見識に基づき発言を行っております。

(注) 指田禎一、萩原敏孝及び鈴木和男の各氏は、いずれも、本事業報告「1. 企業集団の現況に関する事項 (3) 対処すべき課題」(7ページ)に記載の独占禁止法違反等の疑いにかかる事実については、その判明時まで当該事実を認識しておりませんでした。当社社外取締役として日頃から法令遵守の視点に立った助言を行い、法令遵守について注意喚起しておりました。上記事実の判明後は、平成24年6月に新たに当社社外取締役に就任した小原之夫氏も含め、当社取締役会等において、これらの事実関係を究明し、コンプライアンスの更なる強化・徹底その他の上記のような事態の再発防止に向けた適切な措置を講ずることを求める等、その職責を適切に遂行しております。

##### ③ 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項及び定款第27条に基づき、社外取締役全員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

## ⑤ 会計監査人の状況

### [1] 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

### [2] 当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額

①	公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	152百万円
②	当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	180百万円

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりますので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。  
3. 当社の重要な子会社のうち、NSKアメリカズ社、NSKヨーロッパ社等7社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

### [3] 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等監査委員会が必要と判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当すると認められる場合には、監査委員会は会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

## 6 会社の体制及び方針

### [1] 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」といいます。）として、取締役会で決議した事項の概要は下記のとおりであります（平成25年3月31日現在）。

なお、当社は、平成25年5月10日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関連する事項を一部改定する旨を決議いたしました。その概要については、本項の末尾の（ご参考）をご参照ください。

#### 記

#### ① 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

「NSKグループ経営規則」により、当社グループ全体の内部統制の向上を図り、経営の健全性・透明性を高め、経営管理を円滑に運営することを目的とし、当社グループにおける業務の適正を確保する体制を構築しております。

監査委員会または監査委員会が指名する監査委員は、主要な子会社から定期的に報告を受けるほか、必要に応じて子会社を訪問し、また、子会社の監査役と連携し、その業務及び財産の状況を調査することができることとしております。

#### ② 執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「NSK企業倫理規則」、「コーポレートガバナンス規則」及び「コンプライアンス規則」により、当社グループが企業理念体系に則り、企業活動を行う上で、執行役及び使用人が遵守すべき普遍的な考え方や並びに当社グループのコンプライアンスを推進するための体制及び運営の基本的事項（組織、研修体制、内部通報制度等）を定め、執行役及び使用人の遵法意識の醸成を図るとともに、各社内規則の遵守を徹底することにより、内部統制の強化・充実に努め、執行役及び使用人による法令違反行為及び定款違反行為を実効的に防止しております。特に独占禁止法その他競争法については、「競争法遵守規則」の遵守を徹底することにより、執行役及び使用人による競争法違反行為をより実効的に防止しております。

また、当社グループのコンプライアンス体制を強化するため、コンプライアンス委員会は、コンプライアンス強化に向けた方針を策定し、その方針を実現するためのコンプライアンス強化策を策定・推進するとともに、その実施状況等を監視・監督し、これを定期的に取り締役に報告しております。

コンプライアンス本部は、コンプライアンス委員会の策定した方針に基づき、コンプライアンス強化策を実施する役割を担い、良き企業市民としての社会的責任を常に認識し行動するための教育活動を、全社員を対象として実施しております。さらに、具体的な法令、規則及び企業倫理の遵守のための諸施策を企画・立案し、実行するとともに、当該諸施策を含むコンプライアンス強化策の社内での実施状況を監視し、これを定期的コンプライアンス委員会に報告しております。

さらに、「財務報告にかかる内部統制規則」に基づき、財務報告の信頼性を確保するため、当社グループ全体の財務報告にかかる内部統制の整備及び運用を財務本部が、評価を経営モニタリング室が担い、合理的な保証を得られる体制を確保しております。

③ 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「NSKグループ経営規則」により、事業運営の原則、意思決定の仕組み、事業リスクの継続的監視、当社グループ各社の業績目標及び管理に関し、執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について定めております。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク管理規則」により、執行体制上の責任者及び組織の役割を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確にしております。

また、経営モニタリング室が、各部署毎のリスク管理の状況を監査し、監査委員会はその結果について報告を受け、定期的に取り締役に報告しております。

⑤ 執行役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

執行役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制については、「文書等の保存・管理規則」に定めております。

また、執行役は、監査委員会または監査委員会が指名する監査委員が求めたときは、これらの情報を閲覧に供することとしております。

⑥ 監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織を経営モニタリング室としております。経営モニタリング室員のうち若干名の使用人は専任または兼務にて監査委員会の職務を補助することとしております。

⑦ 経営モニタリング室の執行役からの独立性に関する事項

経営モニタリング室は代表執行役社長直属の組織とし、監査対象部門から独立した組織となっております。

さらに、監査委員会は組織的監査を行うために、経営モニタリング室長または所属の使用人に対し、直接、指揮・命令することができ、同室長及び同室員の異動発令及び懲戒等は、事前に監査委員会の同意を得たうえで、代表執行役社長が行っております。

また、同室長及び同室員の人事評価に関して、監査委員会は意見を述べるができることとしております。

⑧ 執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

当社事業部門責任者及び当社グループの責任者等が、経営概況、営業報告、生産報告、その他監査委員会が必要と認める事項につき、報告する体制を構築しております。特に当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実について、その認識の有無につき定期的に監査委員会に報告し、その事実が発生したと判断した場合には、直ちにその内容を監査委員会に報告することとしております。

さらに報告を補完する手段として、監査委員会が必要と認めた当社グループの重要会議について、会議主催者の同意を得て、監査委員会が指名する監査委員を出席させることができることとしております。

また、執行役は内部通報制度を整備し、その運用及び通報の状況について遅滞なく監査委員会または監査委員会が指名する監査委員に報告することとしております。

⑨ その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、代表執行役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行い、経営モニタリング室による内部監査の有効性を確保するため、内部監査にかかる年次計画、実施状況及びその結果について、執行役に対して、計画変更、追加監査、または改善を勧告することができることとしております。

また、監査委員会は、独自に顧問弁護士を雇用し、必要に応じて専門の弁護士、会計士から監査業務に関する助言を受けることができることとしております。

(ご参考)

当社は、平成25年5月10日開催の取締役会において、内部統制システムの整備に関連する事項を一部改定する旨を決議いたしました。

具体的には、上記②の執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関して、コンプライアンス推進室は、上位組織であるコンプライアンス本部 法務部と連携して、法務面でのサポートを得ながら、当社グループ全体のコンプライアンスのさらなる強化の推進に関する業務を行う専任部署として、当該業務の企画、推進、確認、是正等を行うこととしております。

また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固たる姿勢を貫き、反社会的勢力からの不当、不法な要求に応じないことは勿論、取引関係を含め、反社会的勢力との関係を一切遮断して、企業活

動における社会的責任を果たしていくことを基本方針としております。さらに、当該基本方針を「NSK企業倫理規則」に明記し、社内及び当社グループ全体への周知徹底を行うこととしております。加えて、警察その他外部専門機関等との連携を強化するとともに、当社グループ全体として組織的な対応をとることができるように体制の整備を進めることとしております。

## [2] 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社グループは、株主・投資家、顧客、国内外の製造・販売会社、地域社会、従業員等の様々なステークホルダーとの相互関係に基づき成り立っております。当社は、当社グループの使命は、社会・環境・経済の全ての面においてバランスのとれた経営を行い、全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たすと同時に、本業に徹することにより当社グループの企業価値を増大させることと考えております。

当社は、資本市場に公開された株式会社であるため、当社に対して投資をしていただいている株主の皆様には、当社のかかる考えにご賛同いただいた上で、そのご判断により当社の経営を当社経営陣に対して委ねていただいているものと理解しております。かかる理解のもと、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、最終的には、株主の皆様のご判断によるべきであると考えております。従いまして、当社株式の大量の買付行為がなされた場合にそれに応じるべきか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきであると考えます。

しかしながら、近年のわが国の資本市場の状況を考慮すると、対象となる企業の株主の皆様及び投資

家の皆様に対する必要十分な情報開示や熟慮のための機会が与えられることなく、あるいは対象となる企業の取締役会が意見表明を行い、代替案を提示するための情報や時間が提供されずに、突如として、株式の大量の買付行為が強行される可能性も否定できません。このような株式の大量の買付行為の中には、真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損する買付行為もあり得ます。

かかる当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損する当社株式の大量の買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

## ② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

### (イ) 中期経営計画等による企業価値向上への取組み

当社は、平成28年の創立100周年における売上高1兆円を目指して、平成25年4月より3年間の中期経営計画を新たにスタートしました。かかる中期経営計画では、売上高1兆円に至る道筋として、経営の質を高めるべく、「1兆円を支える企業基盤の確立」を中期ビジョンとして掲げました。そして、「安全・品質・コンプライアンス」という基礎の上に、従来から取組んでまいりました「成長戦略」と「体質強化」を一步進め、「収益重視の成長」と「1兆円の物量を回す管理能力の構築」を目指すことにより、事業環境の大きな変化の中での次なる成長に向けた事業戦略と経営基盤の強化を図ってまいります。

また、中期ビジョンの達成に向けて、「収益重視の成長」の施策として

- ・新興国での成長

- ・顧客戦略、セクター戦略強化
- ・生産力、技術開発力強化
- ・戦略的提携

「1兆円の物量を回す管理能力の構築」の施策として

- ・ガバナンス充実、コンプライアンス強化
- ・事業構造改革
- ・グローバルマネジメントの進化

の7つの経営課題を推進してまいります。

また、当社は、事業を通じて世界中のエネルギーロスを削減することが当社グループの社会的責任と捉え、地球環境の保全と社会の持続可能な発展に向けて貢献すべく環境経営のレベルアップを着実に推進し、様々なステークホルダーとの信頼関係構築に努めています。

### (ロ) コーポレート・ガバナンスに関する取組み

当社は、社会的責任を果たし、企業としての適切な利益を確保し続け、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保・向上させるために、経営の透明性と健全性を高めていく具体的な体制を積極的に採用しています。平成11年には、当社は執行役員制度を導入の上、社外取締役を招聘し、任意に報酬委員会を設置しました。また、平成15年には、任意に監査委員会を設置しています。そして、平成16年には委員会等設置会社に移行し、平成18年には会社法に基づく委員会設置会社となり、監査・報酬・指名の3つの委員会は、それぞれ2名の社外取締役と1名の社内取締役で構成され、透明性と健全性の向上に努めています。

## ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配

する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同規則第118条第3号口(2)）として、平成20年4月23日開催の当社取締役会において、同年6月25日開催の当社定時株主総会において関連議案が承認されることを条件として、当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）を導入することを決議し、当該議案につきましては、当社定款第35条に基づき、同株主総会において株主の皆様のご賛同を得て承認可決いただきました。旧プランは、平成23年6月24日開催の当社定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了することから、当社は、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる種々の議論、法令等の改正等を踏まえ、買収防衛策を継続するか否かについて検討を続けてまいりました。

その結果、平成23年5月24日開催の当社取締役会において、当社定款第35条に基づき、同年6月24日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得て承認可決されることを条件として、旧プランから継続して、当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議し、同株主総会において承認され、本プランが導入されました。

#### (イ) 本プランの対象となる大量買付行為

本プランは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付けその他具体的な買付方法の如何を問いません。以下同じとします。）、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為を適用対

象とします。但し、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本プランの適用対象からは除外します。なお、本プランの適用を受ける買付行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまたは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。

#### (ロ) 大量買付ルールの設定

##### i. 意向表明書の事前提出

大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、当社代表執行役社長宛に、本プランに定められた所定の手続（以下「大量買付ルール」といいます。）に従う旨の誓約等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。

##### ii. 本必要情報の提供

当社取締役会は、上記 i. の意向表明書受領後10営業日（初日不算入）以内に、大量買付者から提供していただくべき、大量買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を記載したリスト（以下「本必要情報リスト」といいます。）を当該大量買付者に対して交付いたします。大量買付者には、当社代表執行役社長宛に、本必要情報リストに従って十分な情報を提供していただきます。

次いで、当社取締役会は、大量買付者から提供された情報を精査し、必要に応じて当社取締役会から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、その他の専門家を含みます。以下「外部専門家等」といいます。）の助言を受けた上で、当該情報だけでは本必要情報として不十分であると合理的に判断する場合には、大量買付者に対して追加的に情報提供を求めるこ

とができるものとし、大量買付者から追加的に受領した情報についても同様とします。

### iii. 取締役会による評価期間の設定等

当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した後、必要に応じて外部専門家等の助言を受けた上で、大量買付行為の内容に応じて最長60日間または最長90日間（いずれの場合も初日不算入）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定いたします。但し、当社取締役会が、当初設定した取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことについてやむを得ない事由がある場合には、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を受けた上で、当社取締役全員が出席する取締役会の全会一致の決議により、取締役会評価期間を合理的に必要な範囲内で、最長30日間（初日不算入）延長できるものとし（なお、当該延長は原則として一度に限るものとし）ます。

大量買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし（なお、当該延長は原則として一度に限るものとし）ます。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大量買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉し、また当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

### (ii) 対抗措置の発動

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行うことはあり得るものの、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は発動しません。

但し、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれがあると合理的に認められる場合には、取締役会評価期間満了後に、株主総会を開催し、大量買付行為に対し、対抗措置を発動すべきか否かを株主の皆様のご判断に委ねることができるものとし（なお、当該延長は原則として一度に限るものとし）ます。

また、当社取締役会は、大量買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合、大量買付者の提案する買収の方法が、いわゆる強圧的二段階買付けに代表される、構造上株主の皆様への判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様が当社株券等の売却を強要するおそれがある場合等、大量買付行為が一定の類型に該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様への共同の利益を著しく損なうものであると合理的に認められる場合には、例外的に対抗措置を発動することがあります。

これに対して、大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上することを目的として、対抗措置を発動する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の是非は、外部専門家等の助言を受けた上で、当社取締役会が合理的に判断し、決議いたします。

但し、当社取締役会が、株主の皆様のご意思を確認することが実務上可能であり、かつ、当社取締役会が株主の皆様のご意思を確認するために株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくことが適切であると合理的に判断した場合には、取締役会評価期間満了後に、株主総会を開催し、大量買付行為に対し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様のご判断に委ねるものとします。

なお、当社は、本プランにおける対抗措置として、原則として、新株予約権無償割当てを行います。

また、対抗措置発動にかかる当社取締役会の決議（株主総会の決議に基づく場合を除きます。）は、取締役全員が出席する取締役会において、全会一致により行うものとします。

## (二) 株主意思の確認手続

当社取締役会は、上記(イ)に記載のとおり、株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただく場合には、取締役会評価期間満了後に、法令及び当社定款の定めに従って、速やかに株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様のご判断に委ねるものとします。当社取締役会は、取締役会評価期間満了後60日以内に株主総会を開催し、大量買付行為への対抗措置の発動に関する議案を株主総会に上程するものとしますが、事務手続上の理由から60日以内に開催できない場合は、事務手続上可能な最も早い日において開催するものとします。

株主総会を開催する場合には、大量買付者は、当該株主総会終結の時まで、大量買付行為を開始してはならないものとします。

## (四) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成23年6月24日開催の当社定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで（平成26年6月に開催予定の定時株主総会終結の時まで）とし、以降、本プランの継続（一部修正した上での継続を含みます。）については3年ごとに定時株主総会の承認を得ることとします。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト (<http://www.jp.nsk.com/>) に掲載しております。平成23年5月24日付「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」をご参照ください。

## ④ 上記②の取組みについての取締役会の判断及びその理由

上記②の取組みは、当社の中長期的な企業価値の向上のための基本的な取組みの一環であり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させることを目的として実施しているものです。かかる取組みを通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させることにより、上記①記載の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損する当社株式の大量の買付行為は困難になるものと考えられ、よって、上記②の取組みは、上記①の基本方針の実現に資するものであると考えております。

従いまして、上記②の取組みは上記①の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

⑤ 上記③の取組みについての取締役会の判断及びその理由

上記③の取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者に対して、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為に関する必要な情報の提供、及び、その内容の評価・検討等に必要期間の確保を求め、最終判断を行う当社株主の皆様が、株式の大量の買付行為の提案の内容を十分に理解し、適切な判断（インフォームド・ジャッジメント）を行うことができるようにするために導入されるものです。また、上記③の取組みにおいては、そのような情報提供と検討等の期間の確保の要請に応じない大量買付者に対して取締役会決議により対抗措置を発動できることとするとともに、かかる要請に応じた大量買付者であっても、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうおそれがあると合理的に認められる場合には、株主総会決議により対抗措置を発動できる（但し、一定の類型に該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうものであると合理的に認められる場合には、取締役会決議により発動できます。）こととすることで、これらの大量買付者による大量買付行為を防止するものであり、よって、上記①の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。さらに、上記③の取組みにおいては、大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合において対抗措置を発動しようとする場合には、原則として、株主総会を開催して、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくこととしており、また、大量買付者が大量買付ルール

を遵守していない場合を含め、当社取締役会が対抗措置の発動を決議する場合には、独立性のある社外取締役を含む取締役全員が出席する当社取締役会において、全会一致により行うこととしており、当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記③の取組みの合理性及び公正性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

さらに、当社は、本プランの運用における取締役会の判断の恣意性を排除し、本プランの運用の合理性を確保することを目的として、本プランの運用に関して取締役会が準拠すべき手続等を定めた「大量買付行為への対応に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）を制定しています。ガイドラインの制定により、大量買付ルールの適用、対抗措置の発動または不発動等に関する取締役会の判断の客観性が高まり、本プランの運用につき十分な合理性が確保されることとなります。

従いまして、上記③の取組みは上記①の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様のご共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

### [3] 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営方針の一つとしております。配当につきましては、安定的な配当を継続実施していくことを基本としつつ、連結ベースでの配当性向や業績水準等を勘案して決定したいと考えております。

この配当方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株当たり5円とさせていただきます。なお、昨年12月4日に1株につき6円の間配当を実施いたしましたので、年間での配当金は1株につき11円となります。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

	平成25年3月期 (平成25年3月31日)	(ご参考) 平成24年3月期 (平成24年3月31日)
(資産の部)		
流動資産	448,187	454,631
現金及び預金	54,643	72,726
受取手形及び売掛金	141,706	155,234
有価証券	86,272	66,067
棚卸資産	119,268	115,417
繰延税金資産	10,371	9,244
その他の流動資産	37,252	36,957
貸倒引当金	△1,326	△1,015
固定資産	434,359	390,442
有形固定資産	280,089	251,644
建物及び構築物	77,017	70,129
機械装置及び運搬具	133,188	112,551
土地	37,499	37,173
その他の有形固定資産	32,384	31,790
無形固定資産	13,970	12,526
のれん	483	1,168
その他の無形固定資産	13,487	11,357
投資その他の資産	140,299	126,271
投資有価証券	88,635	74,811
前払年金費用	42,579	42,712
繰延税金資産	2,578	2,461
その他の投資その他の資産	6,996	6,750
貸倒引当金	△490	△464
資産合計	882,547	845,073

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	平成25年3月期 (平成25年3月31日)	(ご参考) 平成24年3月期 (平成24年3月31日)
(負債の部)		
流動負債	289,462	308,501
支払手形及び買掛金	117,808	137,607
短期借入金	113,426	84,403
社債	—	30,000
未払法人税等	2,356	4,764
その他の流動負債	55,870	51,725
固定負債	252,272	237,506
社債	35,000	35,000
長期借入金	156,676	147,346
繰延税金負債	27,098	22,118
退職給付引当金	19,855	20,990
役員退職慰労引当金	1,693	1,592
環境対策引当金	163	136
その他の固定負債	11,786	10,321
負債合計	541,735	546,007
(純資産の部)		
株主資本	329,036	319,514
資本金	67,176	67,176
資本剰余金	78,343	78,340
利益剰余金	188,034	178,186
自己株式	△4,518	△4,188
その他の包括利益累計額	△9,750	△39,202
その他有価証券評価差額金	21,986	14,766
為替換算調整勘定	△31,737	△53,969
新株予約権	510	540
少数株主持分	21,015	18,212
純資産合計	340,812	299,066
負債及び純資産合計	882,547	845,073

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

ご参考

## 連結損益計算書

(単位：百万円)

	平成25年3月期 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)		平成24年3月期 (ご参考) (平成23年4月1日～平成24年3月31日)	
	金額	対売上高比率 %	金額	対売上高比率 %
売上高	732,842	100.0	733,192	100.0
売上原価	596,297	81.4	585,008	79.8
売上総利益	136,544	18.6	148,184	20.2
販売費及び一般管理費	104,183	14.2	103,767	14.1
営業利益	32,361	4.4	44,417	6.1
営業外収益	8,150	1.1	8,586	1.1
受取利息及び配当金	1,826		1,800	
持分法による投資利益	3,627		3,481	
雑益	2,697		3,304	
営業外費用	10,201	1.4	10,999	1.5
支払利息	4,865		4,906	
雑損	5,335		6,092	
経常利益	30,310	4.1	42,004	5.7
特別利益	1,409	0.2	—	—
固定資産売却益	1,134		—	
投資有価証券売却益	275		—	
特別損失	6,424	0.8	744	0.1
投資有価証券評価損	419		744	
独占禁止法関連損失	6,005		—	
税金等調整前当期純利益	25,296	3.5	41,259	5.6
法人税、住民税及び事業税	7,108	1.0	10,274	1.4
法人税等調整額	600	0.1	1,607	0.2
少数株主損益調整前当期純利益	17,586	2.4	29,378	4.0
少数株主利益	1,847	0.3	863	0.1
当期純利益	15,739	2.1	28,514	3.9

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成24年4月1日残高	67,176	78,340	178,186	△4,188	319,514
当期変動額					
剰余金の配当			△5,943		△5,943
当期純利益			15,739		15,739
関係会社の決算期変更による剰余金増加額			53		53
自己株式の取得				△332	△332
自己株式の処分		2		3	6
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	2	9,848	△329	9,522
平成25年3月31日残高	67,176	78,343	188,034	△4,518	329,036

	その他の包括利益累計額			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計			
平成24年4月1日残高	14,766	△53,969	△39,202	540	18,212	299,066
当期変動額						
剰余金の配当						△5,943
当期純利益						15,739
関係会社の決算期変更による剰余金増加額						53
自己株式の取得						△332
自己株式の処分						6
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	7,219	22,231	29,451	△30	2,802	32,224
当期変動額合計	7,219	22,231	29,451	△30	2,802	41,746
平成25年3月31日残高	21,986	△31,737	△9,750	510	21,015	340,812

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社の決算期変更による剰余金増加額は、連結子会社2社が決算日を変更したことによるものであります。(12月31日から3月31日に変更しております)。

## 連結注記表

### 【連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等】

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数は92社であります。

主要な連結子会社の名称：

NSKステアリングシステムズ(株)、  
NSKニードルベアリング(株)、(株)天辻鋼球製作所、  
NSKアメリカズ社、NSKブラジル社、NSKヨーロッパ社、  
NSKベアリング・インドネシア社、恩斯克投資有限公司、  
昆山恩斯克有限公司、NSK韓国社

##### (2) 非連結子会社の名称等

(株)ケーケーエス坂井製作所、エイケイエス販売(株)、  
日東鋼球製造(株)、堺天辻鋼球製造(株)、NSSカンラ(株)、  
NSKフレンドリーサービス(株)、(株)福島精工

非連結子会社7社はいずれも小規模であり、合計の総資産、  
売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相  
当額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさない  
ため、連結の範囲から除外しております。

##### (3) 持分法を適用した関連会社の数及び主要な関連会社の名称

持分法を適用した関連会社の数は16社であります。

主要な関連会社の名称：NSKワーナー(株)

##### (4) 持分法を適用しない非連結子会社の名称等

(株)ケーケーエス坂井製作所、エイケイエス販売(株)、  
日東鋼球製造(株)、堺天辻鋼球製造(株)、NSSカンラ(株)、  
NSKフレンドリーサービス(株)、(株)福島精工

持分法を適用していない非連結子会社7社は、それぞれ当  
期純損益及び利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全  
体としても重要性がないため、持分法の適用から除外してお  
ります。

##### (5) 連結範囲及び持分法の適用の異動状況

連結子会社

- ・新規設立による増加：1社 韓国NSKテクノロジー社
- ・吸収合併による減少：1社 NSKプレジジョン(株)

持分法適用会社

- ・新規設立による増加：1社 東振恩斯克精密機械部品  
(蘇州)有限公司
- ・株式取得による増加：1社 摩士集团股份有限公司

#### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ラネーNSKステアリングシステムズ社に  
ついては12月末日現在、(株)栗林製作所については2月末日現在  
の決算計算書類を使用しております。また、連結決算日との間  
に生じた連結会社間の重要な取引については、連結上必要な調  
整を行っております。

#### 3. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法  
であります。

（評価差額は全部純資産直入法によ  
り処理し、売却原価は移動平均法に  
より算定）

時価のないもの：移動平均法による原価法であります。

###### ② デリバティブ

時価法によっております。

###### ③ 棚卸資産

製品、原材料及び仕掛品は主として総平均法に基づく原  
価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの  
方法により算定）であります。

貯蔵品は主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照  
表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算  
定）であります。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

有形固定資産

原則として定率法によっておりますが、一部の連結子会社  
及び国内会社の所有する平成10年4月1日以降に取得した建

物（建物附属設備は除く）については定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

支出時に全額償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒れによる損失に備えるため、連結会社間の債権債務を相殺消去した期末の金銭債権に対し、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を勘案して個別に貸倒見積額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき退職給付引当金または前払年金費用を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 環境対策引当金

ポリ塩化ビフェニル（PCB）の処分に関する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる費用を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における少数株主持分及び為替換算調整勘定に含めております。

(6) 消費税等の会計処理に関する事項

税抜方式によっております。

(7) のれんの償却に関する事項

NSKニードルベアリング(株)及び(株)天辻鋼球製作所にかかるのれんは10年間で均等償却しており、重要性がないものについては発生時に一括償却しております。

【会計方針の変更に関する注記】

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

【連結貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額	614,079百万円
2. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
投資有価証券	4百万円
有形固定資産	71百万円
(2) 担保に係る債務	73百万円
3. 保証債務	299百万円
内、関連会社の銀行借入等に対する債務保証	(287百万円)
従業員の財形貸付融資に対する債務保証	(11百万円)
4. 手形債権信託契約に基づく債権譲渡高	3,047百万円
5. 訴訟事項等	
(1) 関係当局による立入検査について	
軸受製品の取引に関して、当社のドイツにおける販売子会社は、平成23年11月に、EU競争法違反の疑いがあるとして、欧州委員会による立入検査を受けました。また、当社の米国における子会社は、平成23年11月に、当該取引の情報の提供を求める召喚状を米国司法省から受領いたしました。さらに、当社の韓国における製造・販売子会社は、平成24年7月に、独占規制及び公正取引に関する法律（公正取引法）違反の疑いがあるとして、韓国公正取引委員会による立入検査を受けました。加えて、当社のシンガポールにおける販売子会社は、平成25年2月に、競争法違反の疑いがあるとして、シンガポール競争法委員会による立入検査を受けました。	
当社及び当社グループといたしましては、関係当局による	

調査等に全面的に協力しております。

なお、これらの結果として、今後、課税金等による損失が発生する可能性があります。現時点ではその金額を合理的に見積ることは困難であり、当社の経営成績等に与える影響は明らかではありません。

(2) 集団訴訟の提起について

米国において、原告である軸受製品の購入者等の代表者から、当社及び当社の米国子会社を含む被告らに対して複数の集団訴訟が提起されております。原告は、被告らが共謀して、米国において、軸受製品の取引に関する競争を制限した等と主張し、被告らに対して、損害賠償、対象行為の差止め等を

請求しております。また、カナダにおいても、当社及び当社のカナダ子会社を含む被告らに対して、上記訴訟と同種の集団訴訟が複数提起されております。

当社並びに当社の米国及びカナダの子会社といたしましては、原告による請求に対して、正当性を主張して争っていく所存です。なお、訴状には、請求金額の記載はありませんが、当該訴訟の結果として、当社の経営成績等へ影響を及ぼす可能性があります。

また、当社又は当社の子会社若しくは関係会社は、上記訴訟と同種の訴訟を今後提起される可能性があります。

【連結株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数 普通株式 551,268,104株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年5月24日 取締役会	普通株式	3,245	6.0	平成24年3月31日	平成24年6月1日
平成24年10月30日 取締役会	普通株式	3,242	6.0	平成24年9月30日	平成24年12月4日
計		6,488			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成25年5月24日開催の取締役会の議案として、剰余金の処分として期末配当に関する事項を次のとおり付議します。

- |            |            |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額   | 2,701百万円   |
| ② 配当の原資    | 利益剰余金      |
| ③ 1株当たり配当額 | 5.00円      |
| ④ 基準日      | 平成25年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日    | 平成25年6月4日  |

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数
当社	平成20年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	785,000株
	平成21年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	810,000株
	平成22年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	823,000株
	平成23年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	779,000株

## 【金融商品に関する注記】

## 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な運転資金及び設備資金を主として銀行借入や社債発行により調達しております。また、一時的な余裕資金は安全性の高い金融資産で運用する方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクの影響を受けておりますが、販売部門を中心に常日頃から情報収集を行い、取引先の状況を定期的にモニタリングすることにより回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

グローバルに事業を展開していることから生じる為替変動リスクに対応するため、外貨建債権債務の均衡を図り、また、社内規定に従い必要に応じヘッジ取引を行っております。また、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、社内規定に従い必要に応じ金利スワップ取引を利用しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。

（単位：百万円）

科 目	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	54,643	54,643	－
(2) 受取手形及び売掛金（純額）	140,380	140,380	－
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	749	744	△5
② その他有価証券	147,975	147,975	－
資産計	343,748	343,743	△5
(1) 支払手形及び買掛金	117,808	117,808	－
(2) 短期借入金	70,789	70,789	－
(3) 社債（※1）	35,000	36,771	1,771
(4) 長期借入金（※1）	199,313	203,878	4,564
負債計	422,911	429,247	6,336
デリバティブ取引（※2）	(48)	(48)	－

（※1）社債及び長期借入金には1年以内に期限の到来する金額を含めております。

（※2）デリバティブ取引は債権・債務を純額で表示、合計で正味の債務となる場合は、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 有価証券及び投資有価証券

これらのうち短期間で決済される有価証券の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、その他の株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、並びに (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 社債

当社及び連結子会社の発行する社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、当該長期借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。但し、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっており、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格によっております。為替予約の振当法によるものはヘッジ対象とされている売掛金と一体処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価に含めて記載しております。

(注2) 関係会社株式及び非上場株式等（連結貸借対照表計上額 26,182百万円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができないことにより、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

**【1株当たり情報に関する注記】**

1株当たり純資産額	591円36銭
1株当たり当期純利益	29円14銭

## 連結キャッシュ・フロー計算書 <ご参考>

(単位：百万円)

	平成25年3月期 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)	平成24年3月期 (平成23年4月1日～平成24年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	53,797	57,158
投資活動によるキャッシュ・フロー	△45,262	△56,090
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,544	14,637
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,457	△573
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	6,447	15,132
現金及び現金同等物の期首残高	135,307	120,333
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△101	△157
現金及び現金同等物の期末残高	141,653	135,307

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

ご参考

## 貸借対照表

(単位：百万円)

	平成25年3月期 (平成25年3月31日)	(ご参考) 平成24年3月期 (平成24年3月31日)		平成25年3月期 (平成25年3月31日)	(ご参考) 平成24年3月期 (平成24年3月31日)
<b>(資産の部)</b>			<b>(負債の部)</b>		
流動資産	278,473	301,722	流動負債	261,450	276,474
現金及び預金	18,164	38,403	支払手形	2,620	1,786
受取手形	5,494	8,819	電子記録債務	23,854	—
電子記録債権	4,506	2,887	買掛金	87,344	138,274
売掛金	81,213	98,053	短期借入金	123,120	80,644
有価証券	85,062	63,056	社債	—	30,000
製品	15,619	17,944	リース債務	243	216
仕掛品	10,380	9,747	未払金	10,602	9,275
原材料及び貯蔵品	2,127	1,630	未払費用	11,616	12,643
未収入金	42,083	48,610	未払法人税等	576	2,269
繰延税金資産	4,393	4,034	預り金	1,458	1,351
その他の流動資産	9,604	8,718	その他の流動負債	12	13
貸倒引当金	△177	△185	固定負債	192,532	194,039
固定資産	423,565	414,374	社債	35,000	35,000
有形固定資産	76,759	78,795	長期借入金	134,500	139,100
建物	25,587	26,397	リース債務	579	427
構築物	1,333	1,389	繰延税金負債	18,574	15,713
機械装置	29,620	30,365	役員退職慰労引当金	1,693	1,592
車両運搬具	30	34	環境対策引当金	147	133
工具器具備品	1,496	1,667	その他の固定負債	2,037	2,072
土地	15,910	16,009	負債合計	453,983	470,513
リース資産	798	634	(純資産の部)		
建設仮勘定	1,981	2,297	株主資本	226,903	230,426
無形固定資産	10,025	8,769	資本金	67,176	67,176
借地権	930	983	資本剰余金	78,197	78,194
その他の無形固定資産	9,095	7,785	資本準備金	77,923	77,923
投資その他の資産	336,780	326,809	その他資本剰余金	273	271
投資有価証券	56,353	48,085	利益剰余金	85,790	88,992
関係会社株式	199,036	200,700	利益準備金	10,292	10,292
関係会社出資金	32,999	28,450	その他利益剰余金	75,497	78,699
長期貸付金	4,828	5,582	事業研究費積立金	1,627	1,627
長期前払費用	233	148	固定資産圧縮積立金	3,806	3,932
前払年金費用	39,588	39,965	別途積立金	66,266	64,266
その他の投資その他の資産	4,139	4,278	繰越利益剰余金	3,798	8,874
貸倒引当金	△398	△402	自己株式	△4,261	△3,936
資産合計	702,039	716,096	評価・換算差額等	20,641	14,614
			その他有価証券評価差額金	20,641	14,614
			新株予約権	510	540
			純資産合計	248,056	245,582
			負債及び純資産合計	702,039	716,096

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(単位：百万円)

	平成25年3月期 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)		平成24年3月期 (ご参考) (平成23年4月1日～平成24年3月31日)	
	金額	対売上高比率 %	金額	対売上高比率 %
売上高	450,729	100.0	490,355	100.0
売上原価	387,859	86.1	418,683	85.4
売上総利益	62,870	13.9	71,671	14.6
販売費及び一般管理費	53,952	12.0	54,889	11.2
営業利益	8,917	2.0	16,782	3.4
営業外収益	6,875	1.5	7,787	1.6
受取利息及び配当金	5,439		6,898	
雑益	1,435		888	
営業外費用	5,613	1.2	6,325	1.3
支払利息	3,545		3,789	
雑損	2,067		2,535	
経常利益	10,178	2.3	18,244	3.7
特別利益	1,335	0.3	615	0.1
固定資産売却益	1,134		615	
投資有価証券売却益	200		—	
特別損失	7,543	1.7	6,933	1.4
独占禁止法関連損失	6,005		—	
関係会社株式評価損	1,119		6,189	
投資有価証券評価損	417		744	
税引前当期純利益	3,971	0.9	11,925	2.4
法人税、住民税及び事業税	593	0.1	3,172	0.6
法人税等調整額	91	0.0	349	0.1
当期純利益	3,285	0.7	8,404	1.7

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

ご参考

## 株主資本等変動計算書 (平成24年4月1日～平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						事業研究費 積立金	固定資産 圧縮積立金
平成24年4月1日残高	67,176	77,923	271	78,194	10,292	1,627	3,932
当期中の変動額							
剰余金の配当				-			
積立金の積立額				-			
積立金の取崩額				-			△126
当期純利益				-			
自己株式の取得				-			
自己株式の処分			2	2			
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)				-			
当期中の変動額合計	-	-	2	2	-	-	△126
平成25年3月31日残高	67,176	77,923	273	78,197	10,292	1,627	3,806

	株 主 資 本					評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計						
	別途 積立金	繰越利益 剰余金							
平成24年4月1日残高	64,266	8,874	88,992	△3,936	230,426	14,614	14,614	540	245,582
当期中の変動額									
剰余金の配当		△6,488	△6,488		△6,488		-		△6,488
積立金の積立額	2,000	△2,000	-		-		-		-
積立金の取崩額		126	-		-		-		-
当期純利益		3,285	3,285		3,285		-		3,285
自己株式の取得			-	△327	△327		-		△327
自己株式の処分			-	3	6		-		6
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)			-		-	6,027	6,027	△30	5,997
当期中の変動額合計	2,000	△5,075	△3,202	△324	△3,523	6,027	6,027	△30	2,473
平成25年3月31日残高	66,266	3,798	85,790	△4,261	226,903	20,641	20,641	510	248,056

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法  
子会社株式及び関連会社株式は移動平均法による原価法であります。その他有価証券は、時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法であります。
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
製品、原材料及び仕掛品は総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）であります。  
貯蔵品は移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）であります。
3. 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産（リース資産を除く）は定率法、無形固定資産（リース資産を除く）は定額法であります。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法を採用しております。  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. 繰延資産の処理方法  
支出時に全額償却しております。
5. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
期末の金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性を勘案して個別に貸倒見積額を計上しております。

- (2) 退職給付引当金  
従業員への退職給付に備えるため、期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき退職給付引当金または前払年金費用を計上しております。
  - (3) 役員退職慰労引当金  
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
  - (4) 環境対策引当金  
ポリ塩化ビフェニル（PCB）の処分に関する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる費用を計上しております。
6. 消費税等の会計処理  
税抜方式であります。

### 【会計方針の変更に関する注記】

- （会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）  
法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。  
これによる損益に与える影響は軽微であります。

**【貸借対照表に関する注記】**

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
投資有価証券	4百万円
(2) 担保に係る債務	34百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	280,077百万円
3. 保証債務	
保証債務	4,018百万円
内、関係会社の手形債権信託契約に 基づく債権譲渡に対する債務保証 (912百万円)	
関係会社の銀行借入等に対する債務保証 (3,094百万円)	
当社従業員の財形貸付融資に対する債務保証 (11百万円)	
保証類似行為	25,962百万円
内、関係会社の銀行借入等に対する保証類似行為 (25,962百万円)	
4. 手形債権信託契約に基づく債権譲渡高	2,134百万円
5. 関係会社に対する金銭債権及び債務	
短期金銭債権	60,728百万円
長期金銭債権	5,343百万円
短期金銭債務	97,264百万円
長期金銭債務	2,182百万円

**【損益計算書に関する注記】**

関係会社との取引高	
営業取引	売上高 115,058百万円 仕入高 256,410百万円
営業取引以外の取引高	44,184百万円

**【株主資本等変動計算書に関する注記】**

当期末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	10,912,303株

**【税効果会計に関する注記】**

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	5,090百万円
未払賞与	2,799百万円
役員退職慰労引当金	1,231百万円
関係会社株式評価損	3,263百万円
投資有価証券評価損	794百万円
繰越欠損金	863百万円
その他	1,965百万円
繰延税金資産小計	16,007百万円
評価性引当額	△5,656百万円
繰延税金資産合計	10,351百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△2,101百万円
退職給付信託設定益	△11,384百万円
その他有価証券評価差額金	△10,674百万円
その他	△372百万円
繰延税金負債合計	△24,532百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△14,180百万円

**【リースにより使用する固定資産に関する注記】**

貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及びその周辺装置等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 【関連当事者との取引に関する注記】

子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	NSKステアリングシステムズ(株)	100.0	製品の購入 役員の兼任	自動車関連製品の購入 (注1) 資金の借入 (注2)	97,056 1,596	買掛金 短期借入金	13,169 7,403
子会社	NSKニードルベアリング(株)	98.1	製品の購入 役員の兼任	自動車関連製品の購入 (注1) 資金の借入 (注2)	38,320 407	買掛金 短期借入金	11,691 13,795
子会社	(株)天辻鋼球製作所	100.0	製品の購入 役員の兼任	資金の借入 (注2)	4,492	短期借入金	10,596
子会社	NSKヨーロッパ社	100.0	製品の販売 役員の兼任	保証類似行為 (注3)	11,800	—	—
子会社	恩斯克投資有限公司	100.0	製品の販売 役員の兼任	保証類似行為 (注3)	8,710	—	—
関連会社	NSKワーナー(株)	50.0	製品の購入 役員の兼任	自動車関連製品の購入 (注1)	46,177	買掛金	9,637

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 製品の購入の条件については、同社の総原価を勘案し、価格交渉のうえ決定しております。

(注2) 資金の借入については、市場金利を勘案し合理的に利率を決定しております。

(注3) 関係会社の銀行借入につき、保証類似行為を行っております。

(注4) 上記金額の内、取引金額には消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含めて表示しております。

## 【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額	458円12銭
1株当たり当期純利益	6円08銭

## (3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式

## (4) 結合後企業の名称

日本精工株式会社

## (5) 取引の目的を含む取引の概要

100%子会社であるNSKプレシジョン株式会社は、当社グループの精密機器関連製品の一部分種を製造しておりましたが、精密機器関連製品の更なる収益体質強化と事業拡大を目的として、平成24年7月1日をもって当社に吸収合併いたしました。

## 【連結配当規制適用会社に関する注記】

当社は連結配当規制の適用会社であります。

## 【企業結合に関する注記】

## 共通支配下の取引等

## 1. 取引の概要

## (1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業の名称：日本精工株式会社

結合企業の事業の内容：産業機械軸受、自動車関連製品、  
精密機器関連製品等の製造販売

被結合企業の名称：NSKプレシジョン株式会社

被結合企業の事業の内容：精密機器関連製品の製造販売

## (2) 企業結合日

平成24年7月1日

## 2. 実施した会計処理の概要

本合併は、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成25年5月15日

日本精工株式会社  
取締役会御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原 勝彦 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 阪中 修 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 武藤 太一 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本精工株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本精工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成25年5月15日

日本精工株式会社  
取締役会御中

#### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原 勝彦 ㊟  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 阪 中 修 ㊟  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 武 藤 太 一 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本精工株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第152期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査委員会の監査報告

### 監査報告書

当監査委員会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第152期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。さらに、当該事業年度における事業報告、計算書類等並びに連結計算書類について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、当委員会が定めた監査の方針、職務の分担及びコンプライアンス強化の状況を重点監査項目とした当期の監査計画に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と関係の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及びロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。連結計算書類については、執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）につき検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、事業報告に記載の独占禁止法等の違反に関わる事案は、いずれも当該事業年度より前に行われた行為に起因するものではありませんが、極めて重大な法令違反又はその疑いであり、当社には再発防止に向けた真摯な対応が強く求められております。

監査委員会は、平成23年7月の公正取引委員会による調査の開始以降、関係当局による調査等に対する当社の対応を監視し、事実関係の把握に努め、法令遵守に係る内部統制システムの整備状況を検証するとともに、当社が実施しております更なるコンプライアンス強化策への取組み状況につき、適切な対応が講じられていることを確認してまいりました。今後とも当委員会は、コンプライアンス強化策の取組み及びその定着の状況、並びに取締役及び執行役の対応の状況を監視・検証してまいります。

平成25年5月17日

日本精工株式会社 監査委員会

監 査 委 員 鈴 木 和 男 ㊟

監 査 委 員 小 原 之 夫 ㊟

監 査 委 員 市 川 達 夫 ㊟

(注) 監査委員鈴木和男及び小原之夫は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

## 伸びゆく新興国市場で積極的に拡販 ～成長戦略と体質強化の実行～

1960年代初めの米州・欧州における販売法人設立を皮切りに、NSKのグローバルな事業展開は本格化しました。以来、世界各地に生産・販売・技術の拠点を設け、今では30カ国、約200カ所に事業拠点を広げてきました。特に中国、アセアン、インドをはじめとした新興国の経済成長を見据え、事業拡大と現地化による体質強化を加速しています。



日本以外で最大のテクノロジーセンター（恩斯克(中国)研究開発有限公司)



日本以外で最も長い歴史を持つスザノ工場（NSKブラジル社）

## 技術開発の強化

新興国では、経済の発展に伴い自動車や家電の普及、鉄道整備や資源開発等のインフラ関連市場が拡大しております。さらに、過酷環境での耐久性や圧倒的な価格競争力等への対応も求められております。NSKは、新興国においてもテクノロジーセンターを展開することで、現地特有のニーズに対応した製品の開発・供給や技術サービス等を可能にしております。

厳しい泥水環境での  
耐久性向上

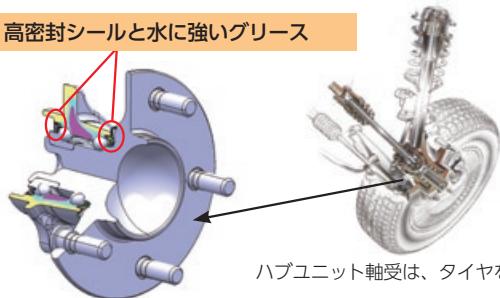
+

信頼性を損なわずに、  
現地材を採用しコスト低減

(潤滑技術、シール技術)

(材料技術、生産技術)

高密度シールと水に強いグリース



ハブユニット軸受は、タイヤを支える

新興国を意識した開発の一例（ハブユニット軸受）



新興国にみる過酷な使用環境（冠水した道路）

## 生産力の強化

NSKは新興国では、中国の12カ所を筆頭に、インド、インドネシア、タイ、ブラジルなど24カ所で、産業機械軸受、自動車軸受、ステアリング等、幅広い製品の生産を展開しております。また、鋼材等原材料の現地調達のためにも拡大を進めています。さらには、2014年春にメキシコで自動車軸受の生産を開始する予定です。

## 販売力の強化

拡大する新興国事業は、NSKの成長を牽引しています。2010年3月ペルーのリマに、2012年12月UAEのドバイに、2013年3月ロシアのサンクトペテルブルクに販売拠点を開設しました。また、並行して中国、中南米、中東、東欧・ロシア、アセアン等各地域で販売代理店網の整備・拡充も進めています。



NSKは経済成長を続ける新興国において、今後も生産と販売を拡大する「成長戦略」と真の現地化・現調化の推進等の「体質強化」を進めてまいります。新興国において、販売地域の拡大、潜在的な市場ニーズの発掘、製品や技術サービスの拡充など現地の市場ニーズへのきめ細かな対応により、グローバルに事業を拡大してまいります。

配当金領収証で配当金をお受取りの株主様へ

## 口座振込みによる配当金のお受取りのご案内

### ◆口座振込みによる配当金のお受取りは**確実で安全**です。

**支払開始日**には、株主様の口座に**確実に振込**まれます。従って**受取り忘れや盗難等**の心配がございません。

### ◆お手続きは

- ①証券会社に口座をお持ちの場合、**お取引の証券会社**へ
- ②証券会社に口座をお持ちでない場合、**みずほ信託銀行(株)**<sup>\*1</sup>へ  
(特別口座へ記録されている場合)

お問い合わせください。

\*1 みずほ信託銀行(株)証券代行部フリーダイヤル0120-288-324

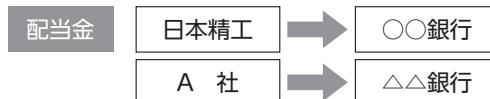
### ◆口座振込みによる配当金受取りは以下3方式がございます。(株主様のニーズに応じてお選びください)

#### ①『個別銘柄指定方式』

銘柄ごとに銀行等の口座を指定する方式です。

※ゆうちょ銀行の貯金口座へ振込み指定が可能です。

※複数口座の当社株をご所有されている場合、1箇所の手続きで全ての振込み手続きが可能です。

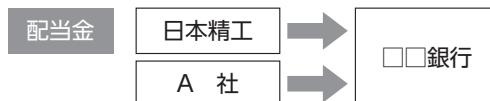


#### ②『登録配当金受領口座方式』

すべての銘柄の配当金を、1つの銀行等の口座で受取る方式です。

※1回のお申込みで、ご所有されているすべての銘柄の手続きができます。

※ゆうちょ銀行の貯金口座はご指定いただけません。



#### ③『株式数比例配分方式』(証券会社にのみ口座をお持ちの株主様対象)

お取引の証券会社の証券口座で配当金を受取る方式です。

※複数の証券会社でご所有の場合は、株式数に応じて配当金が証券口座に入金されます。

※ご所有の株式の一部が特別口座<sup>\*2</sup>で管理されている場合などは、選択できません。



\*2 株主様より証券会社口座のお届けが無い株式につきましては、株主様の権利を保全するため、当社がみずほ信託銀行(株)に開設した特別口座にて管理しており、株式を売買することはできません。

## 単元未満株式（1～999株）買増・買取制度のご案内

当社では、証券市場での取引単位（単元株式）を1,000株とさせていただいております。

単元未満株式（1～999株）をご所有の株主様には、

1. 単元株式に不足する数の当社株式を買い増して、単元株式にさせていただく「単元未満株式買増制度」、
  2. ご所有の単元未満株式を当社が買い取らせていただく「単元未満株式買取制度」
- のいずれかをご利用いただけます。

### ▶ 買増制度の概要

単元未満株式買増制度とは、例えば、単元未満株式である700株をご所有の株主様が、ご所有株式数を単元株式数である1,000株とすることを希望される場合、当社が所有する自己株式300株を買い増していただける制度です。



- 単元株式となりますと
1. 株主総会で議決権を行使することができます。
  2. 証券市場での売却が可能になります。

### ▶ 買取制度の概要

単元未満株式買取制度とは、例えば、単元未満株式である700株をご所有の株主様が、その株式の売却をご希望される場合、当社が買い取らせていただく制度です。



〈ご注意事項〉 買増制度及び買取制度をご利用の際は、恐縮ですが当社所定の手数料及び消費税等のご負担をお願いいたします。

	証券会社に口座をお持ちの場合	特別口座の場合
お問い合わせ先	お取引の証券会社になります。	(連絡先) 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 (電話) 0120-288-324 (フリーダイヤル) (お取扱店) みずほ信託銀行株式会社 本店及び全国各支店 みずほ証券株式会社 本店、全国各支店及び営業所

# 株主メモ

- 事業年度 4月1日から翌年3月31日まで
- 定時株主総会 6月
- 配当の基準日 期末配当金—3月31日  
中間配当金—9月30日
- 1単元の株式の数 1,000株
- 株主名簿管理人 〒103-8670 東京都中央区八重洲一丁目2番1号  
みずほ信託銀行株式会社
- 同事務取扱場所 〒103-8670 東京都中央区八重洲一丁目2番1号  
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

	証券会社に口座をお持ちの場合	証券会社に口座をお持ちでない場合 (特別口座へ記録されている場合)
郵便物送付先	お取引の証券会社になります。	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
お問い合わせ先		みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 ご照会専用フリーダイヤル 0120-288-324
お取扱店		みずほ信託銀行株式会社 本店及び全国各支店 みずほ証券株式会社 本店、全国各支店及び営業所 [未払配当金のお支払いのみ] 株式会社みずほ銀行 全国本支店
ご注意	下記記載	単元未満株式の買取・買増以外の株式売買はできません。

(注) 株式が証券会社の口座の場合、未払配当金のお支払い及び支払明細のご発行は、上記右欄の郵便物送付先・お問い合わせ先・お取扱店へお問い合わせください。

- 公告掲載 電子公告により行います。 <http://www.jp.nsk.com/>  
但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行います。

Area with horizontal dashed lines for writing notes.

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

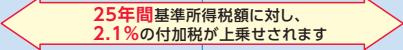
ご参考

## 『復興特別所得税』についてのご案内

平成23年12月2日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)」が公布されました。これに伴い、所得税全体を対象として、平成25年1月から平成49年12月までの25年間、基準所得税額に対し2.1%の『復興特別所得税』が課税されることになりました。従いまして、今回お支払の配当より「復興特別所得税」が課税されております。

なお、上場株式等の配当等に関する具体的な税率は、下表をご参照願います。

### 復興特別所得税を加算した上場株式等の配当等にかかる税金

		～平成24年 まで	平成25年 	平成26年～平成49年	平成50年～
上場株式等の配当等にかかる 税金と税率	所得税	7%	<u>7.147%</u>	<u>15.315%</u>	15%
	住民税	3%	3%	5%	5%
合 計		10% 【軽減税率】	<u>10.147%</u> 【軽減税率】	<u>20.315%</u>	20%

平成25年1月以降の所得税率の計算方法 ➡ 平成25年1月～平成25年12月 ⇒  $7\% + 7\% \times 2.1\% = \underline{7.147\%}$   
平成26年1月～平成49年12月 ⇒  $15\% + 15\% \times 2.1\% = \underline{15.315\%}$

※上記税率は源泉徴収が行われる場合の税率です。なお、内国法人の場合は住民税が徴収されません。

※発行済株式の総数等の3%以上に相当する数または金額の株式等を有する個人の大口株主様につきましては、別の税率となりますので、ご注意ください。

※詳細につきましては、所轄の税務署にお問い合わせください。

**NSK** 日本精工株式会社

ホームページアドレス：  
<http://www.jp.nsk.com/>